

# 9. 環 境 省

- 01 循環型社会づくりビジネス支援事業
- 02 環境研究総合推進費
- 03 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業
- 04 自然環境整備交付金<自然公園等事業の一部>
- 05 地域コーディネーター活用事業交付金（生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業の一部）

## 環境省 1

施策名	循環型社会づくりビジネス支援事業	予算額(百万円)	180
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	循環型社会形成推進基本法第9条		
概要	<p>民間事業者単独の取組では、必要とする循環資源を回収・再利用するシステムを組むことが困難だったり、経済性や技術面での市場ニーズの検証が十分できないなどの理由で、事業化に至らない循環利用について、その事業化に向けた実証支援を行うことにより、新たな循環ビジネスの確立と、国内の他の事業者への普及を通じた循環ビジネス全体の底上げを図る。</p>		
対象者	民間事業者		
対象事業	<p>以下のテーマにつき、ビジネスモデルとしての成立条件等について、モデル事業等を通じて調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃プラスチックリサイクルの品質向上支援事業 リサイクル製品製造事業者が再生資源に求める品質調査、リサイクル製品高品質化モデル事業</li> <li>○使用済製品等のリユースビジネス支援事業 市町村と事業者の連携による粗大ごみのリユースモデル事業等</li> <li>○自動車リサイクル連携高度化支援 自動車解体業者をはじめとする関係者の連携による解体・選別・リサイクルの高度化試行及びその経済合理性の検証</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各テーマに沿ったモデル事業等の実施</li> <li>○事業成果の公表による、ビジネス確立に向けた技術的支援</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各テーマに沿ったモデル事業等について、環境省が必要に応じてプランを募集</li> <li>②①の結果に応じ、環境省が調査事業仕様書を作成、調査会社に発注</li> <li>③調査終了後、成果物を公表</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	環境省 リサイクル推進室	TEL : 03-5501-3153 FAX : 03-3593-8264 URL :	

## 環境省 2

施策名	環境研究総合推進費	予算額(百万円)	8,007
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	第3期科学技術基本計画、第3次環境基本計画		
概要	政府全体における研究・技術開発の重点2本柱の一つである「グリーン・イノベーション」を推進する一環として、研究・技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発、及び環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合し、環境分野における分野横断的な研究開発を強化・推進していく。		
対象者	<p>国内の研究機関等に所属する研究者。なお、研究機関等とは以下のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 国立試験研究機関</li> <li>イ. 独立行政法人</li> <li>ウ. 大学（国公私立問わず。）、高等専門学校</li> <li>エ. 地方公共団体</li> <li>オ. 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人</li> <li>カ. 民間企業</li> <li>キ. その他の団体（日本の法人格を有しているもの。）</li> </ul>		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 戦略的研究開発領域（トップダウン型）： 先導的に重点化又は個別研究の統合化・シナリオ化を図るべき研究。</li> <li>イ. 環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）： 個別又は複数の分野にまたがる環境問題の解決に資する研究や、地域の独自性・特性を活かした環境問題解決のための研究。</li> <li>ウ. 課題調査型研究領域： 研究計画、手法等を予備的に調査する研究。</li> <li>エ. 革新型研究開発領域： 若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究及び先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究。</li> <li>オ. 国際交流研究： 海外の優秀な研究者を招聘し、受け入れ機関において共同で行う研究。</li> <li>カ. 循環型社会形成推進研究： 廃棄物の適正処理、循環型社会の構築技術等に関する研究。</li> </ul>		
支援内容	<p>(委託費) 100%</p> <p>(補助金) 50%、100%</p>		
変更のポイント	個別領域にとどまらない研究開発が一層求められていることを踏まえ、環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合し、より優良な提案を募ることを可能とすることにより、これらの研究開発を強化する。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	研究開始年度の前年度の10月頃に新規課題の公募を開始し、事前評価を経て採択課題が決定される。		
備考	—		
連絡先	<p>環境省</p> <p>総合環境政策局総務課</p> <p>環境研究技術室</p>	<p>TEL : 03-5521-8239</p> <p>FAX : 03-3593-7195</p> <p>URL : <a href="http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.html">http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.html</a></p>	

### 環境省 3

施策名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業	予算額(百万円)	500
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特会法第85条第3項第1号ハ		
概要	<p>小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、二酸化炭素排出量削減を実現するため、低炭素対策技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する。</p>		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模地方公共団体 (都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体。)</li> <li>・小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体</li> </ul>		
対象事業	<p>小規模地方公共団体の施設へ先進的な低炭素技術を導入する事業のうち、以下のいずれかに該当する事業。</p> <p>(1) 地方公共団体向け 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備を率先的に導入する取組のうち、CO2削減効果や普及啓発効果に優れたものに対して、設備設置等の必要な費用の一部を補助する。</p> <p>(2) 地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて省エネ化を行う民間事業者向け 小規模な地方公共団体が、シェアード・セイビングス・エスコ事業を活用し、高効率設備の導入により自らの施設に高いレベルでの省エネ化を行う場合に、事業を行う民間事業者に対して、設備の導入等に必要な費用の一部を補助する。</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の1/2を補助。</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>公募期間：平成23年4月15日～平成23年5月23日</p> <p>事業の予定：</p> <p>① 地方公共団体が必要書類を作成し交付申請書を提出。(5月23日まで)</p> <p>② 地方公共団体より提出された内容を環境省が審査し、交付決定を行う。(6月中旬)</p>		
備考	—		
連絡先	<p>環境省</p> <p>地球環境局</p> <p>地球温暖化対策課</p>	<p>TEL：03-5521-8339</p> <p>FAX：03-3580-1382</p> <p>URL：</p>	

## 環境省 4

施策名	自然環境整備交付金 ＜自然公園等事業の一部＞	予算額(百万円)	678
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
概要	都道府県等が国定公園等において実施する自然環境の保全や再生、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応した安全で快適な公園利用施設の整備を支援するもの。		
対象者	交付先：都道府県 ※市町村が事業主体の事業も交付対象に含む。		
対象事業	自然環境整備計画に位置づけられた以下の事業を対象とする。 ○国定公園における公園事業 道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、 棧橋、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設等の整備 ○国定公園における生態系維持回復事業 生態系維持回復事業計画に基づく施設整備 ○長距離自然歩道（国立、国定公園区域外）における整備事業 歩道、橋、標識類、路傍休憩地等の整備（但し、市町村が事業主体の事業に限る※） ※都道府県が事業主体の事業は、内閣府に創設された地域自主戦略交付金において支援		
支援内容	○都道府県が作成する自然環境整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し、総事業費の45%を上限に都道府県へ交付金を交付		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	交付手順等は、以下のとおり。 ①都道府県が市町村等と調整のうえ、自然環境整備計画（計画期間3～5年、総事業費4千万円以上）を作成し、環境省へ提出。 ②環境省が、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該都道府県へ通知。 ③都道府県が、整備計画に記載されている交付対象事業の進捗状況にあわせ、単年度毎に交付申請。 ④環境省が交付申請内容の審査を行い、交付金の交付決定を都道府県へ通知。 ⑤都道府県等が事業を実施し、終了後に実績報告を環境省へ提出。 ⑥環境省が交付額を確定し、交付金を交付。		
備考	—		
連絡先	環境省 自然環境局 自然環境整備担当参事官室	TEL：03-5521-8281 FAX：03-3595-0029 URL： <a href="http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html">http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html</a>	

## 環境省 5

施策名	地域コーディネーター活用事業交付金 (生物多様性の保全・活用による 元気な地域づくり事業の一部)	予算額(百万円)	80
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>地域の主体的なエコツーリズム推進の取組を促進することにより、国立公園等地域の魅力を高め、地域の活性化につなげる。 このため、エコツーリズムの推進に意欲的な地域協議会が地域コーディネーターを活用し、資源調査、地域の特性を活かしたプログラム・ルールづくり、人材育成等の実施に必要な経費の一部を国が支援する。</p>		
対象者	<p>次の要件をすべて満たした地域協議会。 ア 地域協議会が地域の多様な主体から構成されており、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村が参加していること。 イ 地域協議会としての、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。(交付申請までの作成見込みを含む。)</p>		
対象事業	<p>地域協議会がコーディネーターを活用して行うエコツーリズムの推進に関する以下の事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進体制の整備・強化</li> <li>・ 資源調査</li> <li>・ ルールの作成</li> <li>・ 推進マニュアルの作成</li> <li>・ ガイダンス及びプログラムの作成</li> <li>・ エコツアーの企画</li> <li>・ モニタリング及び評価手法の作成</li> <li>・ 人材育成</li> <li>・ 広報</li> </ul>		
支援内容	<p>以下のうち最も少ない額に補助率2分の1を乗じて得た額。 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 イ 事業の実施に係る経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費 ウ 限度額 1,600万円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>交付を受ける手順は次のとおり。 ア 地域協議会が事業計画書等により応募申請を行い、環境省が事業採択。 イ 地域協議会がアで採択された事業につき交付申請を行い、環境省が交付決定。</p>		
備考	—		
連絡先	環境省自然環境局総務課 自然ふれあい推進室	TEL : 03-5521-8271 FAX : 03-3508-9278 URL : <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13690">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13690</a>	